避難確保計画

（施設名：　デジタル工房幸福堂　）

令和３年６月　改訂

１．計画の目的

この計画は，水防法第 15 条の 3 第 1 項及び土砂災害防止法第 8 条の 2 第 1 項に基づくものであり，本施設の利用者の洪水及び土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２．計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは，水防法第 15 条の 3 第 2 項及び土砂災害防止法第 8 条の 2 第 2 項に基づき，遅滞なく，当該計画を京都市へ報告する。

３．計画の適用範囲

この計画は，本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人　　数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ３名	昼間 ７名	休日 ＿＿名	休日 ＿＿名
夜間 ＿＿名	夜間 ＿＿名	休日 名	休日 ＿＿名

４．防災体制

連絡体制及び防災体制は，以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 （洪水） ー京都市に洪水警報発表 ー鴨川の氾濫注意情報発表又は氾濫注意水位到達	→ 注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 （共通） ー葵学区に高齢者等避難の発令 （洪水） ー鴨川の氾濫警戒情報発表又は避難判断水位到達	→ 警戒体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		家族等への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 （共通） ー葵学区に避難指示の発令 （洪水） ー鴨川の氾濫危険情報発表又は氾濫危険水位到達	→ 非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか，統括管理者の指揮命令に従うものとする。

５．情報収集及び伝達

（１）情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は，以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
・気象情報 ・土砂災害警戒情報	京都市障害保健福祉推進室からの防災に関する情報 テレビ（ニュース速報，データ放送等） ラジオ インターネット →気象庁 HP（https://www.jma.go.jp/jma/） →京都府土砂災害警戒情報 （https://d-keikai.pref.kyoto.jp/）
・洪水予報 ・水位到達情報 ・水位情報	京都市障害保健福祉推進室からの防災に関する情報 テレビ（ニュース速報，データ放送等） インターネット →「川の防災情報」の鴨川の水位到達情報発表状況 →「川の防災情報」の鴨川の水位観測所の水位 →気象庁 HP の洪水予報のサイト （https://www.jma.go.jp/bosao/flood/）
・高齢者等避難 ・避難指示	テレビ（ニュース速報，データ放送等） ラジオ インターネット →京都市防災ポータルサイト （https://www.bousai.city.kyoto.lg.jp/） 緊急速報メール

※　停電時は，ラジオ，タブレット，携帯電話等を活用して情報を収集するものとし，これに備えて，乾電池，バッテリー等を備蓄する。

※　提供される情報に加えて，雨の降り方，施設周辺の水路や道路の状況，斜面に危険な前兆がないか等，施設内から確認を行う。

（２）情報伝達

① 施設内の連絡網に基づき，体制の確立状況，気象情報，洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

② 施設利用者を避難させる場合は，利用者の関係者（家族等）に避難時期や避難場所等の情報を共有する。

６．避難誘導

（１）避難先

避難場所は下表のとおりとする。

（２）避難経路

避難先までの避難経路については,「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

（３）避難誘導

避難先までの移動手段は，以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
洪水時の避難場所	洛北高校	３００ｍ	徒歩
洪水時の屋内安全確保			

※　移動手段は原則徒歩とし，車両は要配慮者の送迎等に用いることとする。

（４）避難誘導方法

① 避難場所までの順路，道路状況について確認し，職員間で共有したうえ，利用者に対して説明する。
② 避難誘導に当たっては，先頭と最後尾に誘導員を配置する。
③ 避難する際には，ブレーカーの遮断，ガスの元栓の閉鎖等を行う。
④ 浸水するおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において，未避難者の有無について確認する。

７．避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については，下表「避難確保資器材等」に示すとおりである。

これらの資器材等については，日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ１台，タブレット端末１台，ファックス１台，携帯電話３台，携帯電話用バッテリー３個，乾電池１０個
避難誘導	携帯電話３台，携帯電話用バッテリー３個，懐中電灯３台，乾電池１０個
そのほか	ウエットティッシュ１００枚，ゴミ袋２０枚，タオル２０枚，

８．防災教育及び訓練の実施

従業員，施設利用者等への防災教育及び訓練は，以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

毎年６月に全従業員，施設利用者を対象として，防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■防災訓練

毎年６月に全従業員，施設利用者を対象として，情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

９．自衛水防組織の業に関する事項

（１）別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては，以下のとおり訓練を実施するものとする。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織又は変更したときは，水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき，遅滞なく市町村長へ報告する。

１０．緊急時連絡先

連絡先	電話番号
京都市役所	０７５－２２２－３１１１
左京区役所	０７５－７０２－１０００
左京消防署	０７５－７２３－０１１９
京都大学医学部附属病院	０７５－７５１－３１１１
関西電力	０８００－７７７－８８１０
大阪ガス	０１２０－８－１９４２４
ＮＴＴ西日本	０１２０－１１６－１１６

【別紙１　避難経路図】

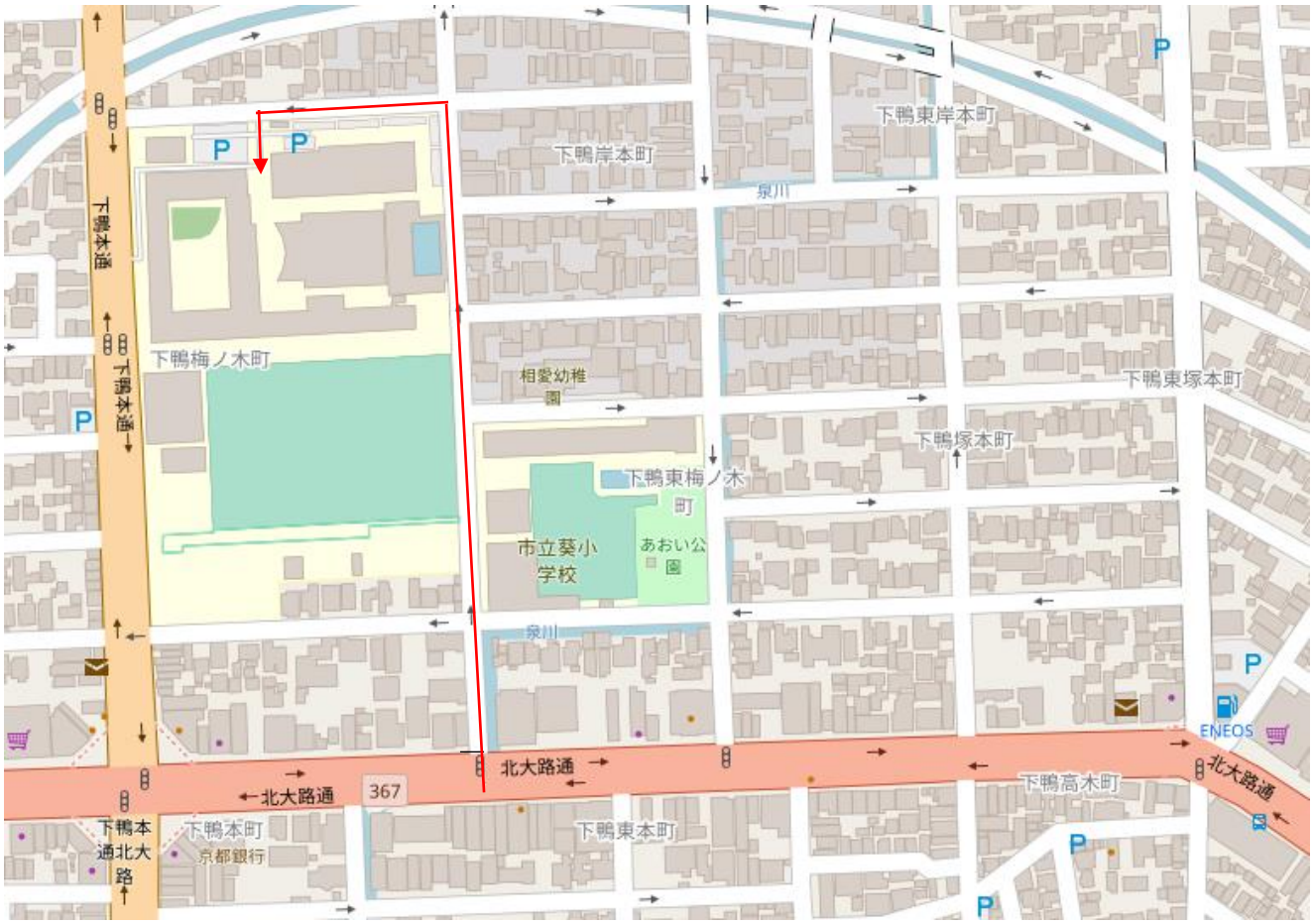

施設所在地	京都市左京区下鴨本町１９－３
避難場所	名称：洛北高校 住所：京都市左京区下鴨梅ノ木町５９ 名称：葵小学校 住所：京都市左京区下鴨東梅ノ木町８

防災教育及び訓練の年間計画

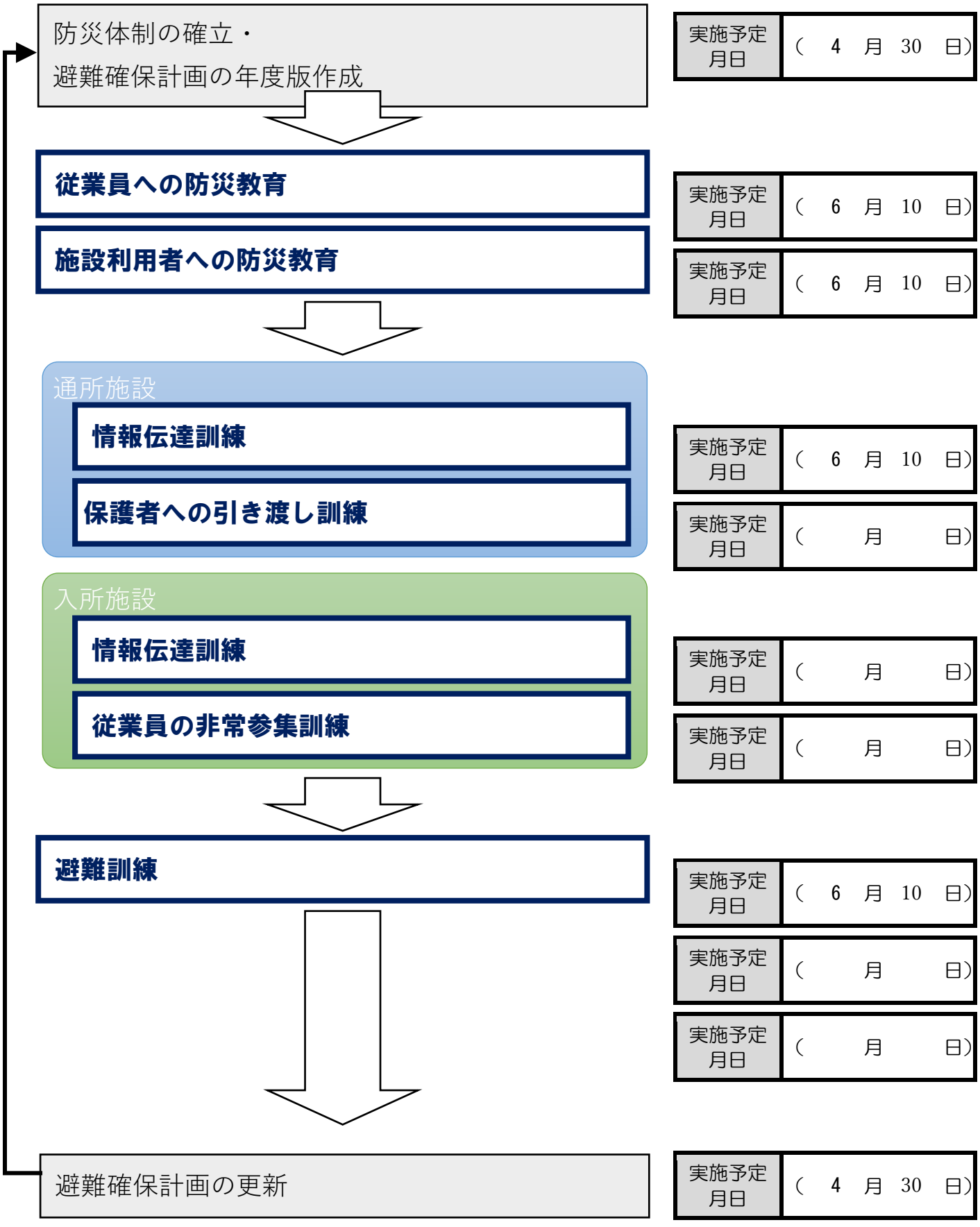

別添　「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

（１）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１　自衛水防組織の編成と任務

管理権限者（本城　孝子）

統括管理者（本城　裕行）

	役職及び氏名	任務
総括・情報班	班長　本城　舞 班員　　名 ・ ・ ・ ・	・自衛水防活動の指揮統制，状況の把握，情報内容の記録 ・館内放送等による避難の呼び掛け ・洪水予報等の情報の収集 ・関係者及び関係機関との連絡

	役職及び氏名	任務
避難誘導班	班長　田中　千裕 班員　　名 ・ ・ ・ ・	・避難誘導の実施 ・未避難者，要救助者の確認

別表２　自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	テレビ１台，タブレット端末１台，ファックス１台， 携帯電話３台，携帯電話用バッテリー３個， 乾電池１０個
避難誘導班	携帯電話３台，携帯電話用バッテリー３個， 懐中電灯３台，乾電池１０個